

宮崎市上下水道局告示第16号

このことについて、次のとおり事後審査型条件付一般競争入札（電子入札）を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。

令和元年6月18日

宮崎市上下水道事業管理者
上下水道局長 宮本 兼治

1 工事名等

工 事 名	幹線管路耐震化事業北川内工区配水管布設替工事（その2） ⇒以下「本工事」という。
工 事 場 所	宮崎市北川内町
工 期	令和2年1月10日
公 表 金 額	77,090,000 円（予定価格×100/110）
最低制限価格	有り
工 事 概 要	第1号 φ600DIP(NS形)布設工（更） L=337.7m 第2号 ドレン設置工（更） 1箇所
建設リサイクル法	対象
契 約 番 号	50087

2 本工事に係る担当課

入 札 契 約 事 務	〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号 宮崎市 総務部 契約課 TEL 0985 - 21 - 1725 FAX 0985 - 23 - 5517
契 約 事 務	〒880-8507 宮崎市鶴島三丁目252番地 宮崎市上下水道局 管理部 総務課 TEL 0985 - 26 - 7506 FAX 0985 - 24 - 1047
工 事	〒880-8507 宮崎市鶴島三丁目252番地 宮崎市上下水道局 水道部 水道整備課 TEL 0985 - 26 - 7534 FAX 0985 - 24 - 1047

3 応募資格要件

本工事の条件付一般競争入札に応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

①	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
②	手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
③	会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始後、裁判所の更生計画又は再生計画の認可の決定を受けていること。
④	民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について国税徴収法（昭和34年法律第147号）に基づく強制換価手続を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
⑤	本工事の告示日から入札日までのいずれの日においても、宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成6年告示第198号）による指名停止を受けていない者であること。
⑥	入札に参加しようとする者の間に、別で定める「資本関係又は人的関係がある者の同一入札への参加制限について」において規定する基準のいずれかに該当する関係がないこと。
⑦	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所を宮崎市内に有すること。
⑧	本工事の開札時点において、宮崎市（上下水道局を含む。）が発注した水道施設工事（総務部契約課において入札を執行したものに限り。）で完了（完成検査に合格したもの。）していない工事の合計金額が、6,000万円を超えていないこと。 ※共同企業体の構成員として落札した工事を含む。 ※平成30年度以前に受注した工事を含む。 ※本工事の開札時点までに執行された入札において落札者又は落札候補者となった工事を含む。
⑨	平成30年度宮崎市競争入札参加資格者名簿（市内）において水道施設工事部門のAランクに登載されている者で、建設業法第3条第1項の規定に基づく水道施設工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可を受けている者であること。 ※ただし、令和元年7月からの令和元年度宮崎市競争入札参加資格者名簿（市内）において水道施設工事部門のAランクに登載されている者に限る。 ※下請代金の額が4,000万円以上となる下請契約を締結して施工しようとする場合は、建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を受けている者であること。
⑩	水道施設工事業について、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成29年12月31日以降のものに限る。）を受けた者で、かつ、水道施設工事業の直近の総合評定値が780点以上であること。
⑪	平成26年度以降、国又は地方公共団体等が発注した水道施設工事を元請として施工し、完了した実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のもの）があること。
⑫	水道施設工事に係る建設業法第7条第2号イからハのいずれかに該当する者で以下の要件を満たす者を主任技術者（又は監理技術者）として専任で配置できること。 ※監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、監理技術者講習を修了した日から5年を経過していない者を配置すること。 ※配置予定技術者は、上記のほか以下の要件を満たすこと。 ・直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。 ・入札参加申込の時点で3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

4 入札手続等

(1) 入札参加申込に必要な書類の交付

交 付 場 所	宮崎市ホームページ又は入札情報サービスシステムからのダウンロード
交 付 書 類	条件付一般競争入札参加申込書（様式第1号）

(2) 入札参加申込の受付

受 付 場 所	〒880-8505 宮崎市橋通西一丁目1番1号 宮崎市 総務部 契約課 TEL 0985 - 21 - 1725 FAX 0985 - 23 - 5517
受 付 期 間	告示の日から令和元年6月27日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除き、8時30分から17時15分まで)
提 出 方 法	持参又は郵送（郵便書留に限る。）とする。 郵送の場合、令和元年6月27日 17時15分までに必着。
提 出 書 類	(1)の交付書類の欄に掲げる書類

(3) 設計書等の配布方法

宮崎市ホームページ又は入札情報サービスシステムからのダウンロード

(4) 設計図書等に関する質疑について

受 付 期 間	入札参加申込みを受け付けた日から令和元年7月1日正午まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
質 疑 書 の 提 出 先	〒880-8507 宮崎市鶴島三丁目252番地 宮崎市上下水道局 水道部 水道整備課 TEL 0985 - 26 - 7534 FAX 0985 - 24-1047
質 疑 に 関 す る 答 回	令和元年7月4日までに行うものとし、質疑事項及び回答を宮崎市ホームページ又は入札情報サービスシステムに掲載するほか、総務部契約課内に掲示する。

(5) 現場説明会

実施しない。

5 入札の日程等

(1) 入札日程【電子入札】

	期間・期日等	場所・留意事項等
入 札 書 受 付 期 間	令和元年7月8日 午前7時から 令和元年7月9日 午後3時10分まで	入札書には工事費内訳書を必ず添付すること。工事費内訳書の添付がない入札は無効とする。
開 札 日 時	令和元年7月9日 午後3時20分	宮崎市役所 本庁舎 5階 契約課 第1入札室

(2) その他

入 札 の 無 効	宮崎市財務規則（平成元年規則第1号。以下「規則」という。）第125条に規定する場合のほか、虚偽の申請を行った者のした入札及び入札参加資格のあることを確認された者のうち入札時点において指名停止を受けている者等、入札時点において入札参加資格の無い者のした入札は無効とする。
入 札 保 証 金	規則第122条第2項第2号の規定により、免除とする。

6 落札者の決定方法

落札者の決定方法	規則第127条に規定する予定価格の制限の範囲内で、規則第128条に規定する最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札候補者とし、後日、審査において落札候補者に競争入札参加資格があると認めた場合に落札者として決定する。この場合において、落札候補者は、入札後、期限までに下記に示す書類を提出するものとする。
	<p>なお、同日に入札を執行する次の案件の落札候補者又は落札者となった者がした本件工事の入札は、これを無効とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹線管路耐震化事業北川内工区配水管布設替工事（その1） ・幹線管路耐震化事業北川内工区配水管布設替工事（その3） ・幹線管路耐震化事業北川内工区配水管布設替工事（その4）
提出期限	令和元年7月12日
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ①対象工事と同種工事の施工実績調書 ②配置予定技術者経歴書 ③経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し ④その他必要と認める書類

7 契約及び支払い

契約保証金	契約保証金の取扱いについては、規則第105条の規定による。		
支払条件	前払金・中間前払金 有	部分払 0回	完成払

8 入札・契約条項を示す場所及び期間

掲 示 場 所	〒880-8505 宮崎市橋通西一丁目1番1号 宮崎市 総務部 契約課内（宮崎市役所 本庁舎 5階） TEL 0985 - 21 - 1725 FAX 0985 - 23 - 5517
	〒880-8507 宮崎市鶴島三丁目252番地 宮崎市上下水道局 掲示場（上下水道局 正門横） 問合せ先 管理部総務課 TEL 0985 - 26 - 7506 FAX 0985 - 24 - 1047
掲 示 期 間	告示の日から落札者が決定する日まで ※ただし、総務部契約課における掲示は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

掲示終了 令和元年7月18日